

報告第4号

令和7年度(2025年度)城陽市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和7年度(2025年度)城陽市水道事業会計予算のうち、建設又は改良に要する経費の一部について、別紙のとおり令和8年度(2026年度)に繰り越したので、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定に基づき報告する。

令和8年6月11日報告
(2026年)

城陽市長 村田正明

令和7年度 城陽市水道事業会計予算繰越計算書
(2025年度)

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫等補助金	損益勘定留保資金			
4	資本的支出	1 建設改良費	459,690,000	0	459,690,000	円	円	円	0	0	材料製作に期間を要した等のため。
		中区送水管 布設工事 (その4) 等					262,100,000	33,278,000	164,312,000		

参照条文

地方公営企業法（抜粋）

（予算の繰越）

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 略

3 前2項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。